

加賀建設株式会社

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年12月1日～ 2024年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を100%以上にする

<実施時期・取組内容>

- 2022年12月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり最低6日以上取得する。

<実施時期・取組内容>

- 2022年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年 1月～ 計画的な取得に向けて管理職に周知する